

2017年版
行政書士
受験必携
六法



東京法経学院

㊤ 〈日本複写権センター委託出版物〉

本書（誌）を無断で複写複製（電子化を含む）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書（誌）をコピーされる場合は、事前に日本複写権センター（JRRC）の許諾を受けてください。

また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

JRRC 〈<http://www.jrcc.or.jp> eメール：info@jrcc.or.jp 電話：03-3401-2382〉

はしがき

本書は行政書士試験の学習に必要な法令集として、初めて法律を学ばれる方から、ある程度のレベルまで学習が進んでいる方まで、ご利用いただけるように編集いたしました。本書の特徴として次のような点があげられます。

- ① 収録法令及び条文は、行政書士試験に的を絞り、現に出題され、または出題が予想される法令・条文を中心に厳選・収録しました。
 - ② すべて横二段組みとし、読みやすく、使いやすく、かつ親しみやすいものとししました。
 - ③ 繰り返し出題される頻出条文については、間違いやすい点・注意すべき点を示した『ワンポイントアドバイス』を付け、学習の便を図りました。
 - ④ 法令ばかりでなく、憲法・民法・行政法（行政事件訴訟法，国家賠償法等）の重要判例の要旨を505件収録しました。
 - ⑤ 条文ごとに判例要旨を掲載し、条文・判例知識を効率的に学習できるようにしました。
 - ⑥ 主要な判例にコメントを付し、学習するポイントを示しました。
 - ⑦ 主要な法律において、重要語・フレーズを太字・色付きで示しました。記述式対策にも役立ちます。
 - ⑧ 法律学習は全く初めての方のために、「基本・法律用語」を巻末に収録しました。
- 以上です。

本書が合格を目指し学習されている皆様に必ず役立つものと確信しております。

2016年12月

東京法経学院 編集部

凡 例

本書の 収録法令

行政書士試験において必要となる法令を厳選して収録しました。平成28年11月1日現在までに施行されている法令を収録しています。それ以後の改正につきましては、「ホームページ」で対応させていただきます(巻末参照)。なお、平成29年4月1日(試験基準日)までに施行が明らかになっている改正法令は収録してあります。

原 典

収録法令の原典は、官報と法令全書によりました。

原典の加工

使いやすさを考えて、以下のような加工がしてあります。

- (1) 濁点のないものには濁点を付けました。ただし、読点(、)・かなづかい・送りがなについては、原典のとおりです。
- (2) 条数の表示は、十を10に、百を100としました。
- (3) 横組みにした関係上、条文中の漢数字は適宜算用数字に換えました。

改正経過 施行期日

本書では、原則として改正の途中経過を省略し、最終改正の公布日付と法令番号を法令名の下に「最終改正平成28年5月27日法律第51号」のように表示しました。また、施行期日は、その法令の附則の冒頭に規定されています(附則を省略している法令もあります)。

条文の 一部省略

全条文を収録していない法令については、法令名の最後に〔抄〕と表記しました。

本書の 収録判例

行政書士試験において出題されたことのある判例を中心に、憲法131件、民法256件、行政法118件の判例の要旨を収録しました。

判 例 さくいん

憲法・民法・行政法の「判例索引」を巻末に設けました。さくいんは法令ごとに年代順になっています。

条文その他の表記（参考）

※条文中、①・②…は項を、1・2…は号を表す。

第35条（住居の不可侵）

- ① 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、**第33条の場合を除いては**、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する**令状がなければ**、侵されない。
- ② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する**各別の令状**により、これを行ふ。

OnePointAdvice

住居の不可侵は、令状がないといかなる場合にも認められないわけではない。

学習上の注意点、本試験でよく問われること等をまとめました。

判例

（川崎民商事件—行政手続と令状）

- 1 ❖35条1項は、本来、主として刑事責任追及の手続における強制について、それが司法権による事前の抑制の下におかれるべきことを保障した趣旨であるが、当該手続が刑事責任追及を目的としないとの理由のみで、本条の保障の枠外にあると判断できない。これは、38条1項の自己に不利益な供述の強要でも同様である。しかし、本件の旧所得税法70条10号、12号及び

63条に基づく検査、あるいは質問は、35条、38条1項の各条項にあらず、違憲とはいえない。（最大判昭47・11・22）

判例の要旨は巻末の判例索引で検索できます。

（成田新法事件—行政上の不利益処分と適正手続）

- 2 ❖31条及び35条の保障は、行政手続にも及ぶが、行政手続と刑事手続とは、その性質において差異があるので、行政処分に際して告知、弁解等の機会を与えることが必ず必要とされるわけではないし、行政手続における立入調査に際して裁判官の令状が必ず必要とされるわけではない。当該法律（新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法—成田新法）も、いずれも31条及び35条に反するものではない。（最大判平4・7・1）

この判例が出された翌年に行政手続法が制定され、同法では、行政庁が不利益処分を行う場合、原則として「聴聞」又は「弁明の機会の付与」の手続を執るべきとされている。

主要な判例にコメントを付し、学習するポイントを示しました。

本条からの出題年・何問・何肢を表す。H27・12は平成27年の12問の1～5の肢すべてが本条からの出題を意味します。(平成27年度まで収録)



第3条 (適用除外) H7・49・1, H8・43・2, H9・50・5, H12・12・イ・ウ, H13・12, H16・12・3, H16・14・2・4・5

① 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

1 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によってされる処分

2 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分

3 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分

4 検査官会議で決すべきものとされている処分及び会計検査の際にされる行政指導

5 刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分及び行政指導

6 国税又は地方税の犯則事件に関する法令(他の法令において準用する場合を含む。)に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員(他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。)がする処分及び行政指導並びに金融先物取引の犯則事件に関する法令(他の法令において準用する場合を含む。)に基づいて証券取引等監視委員会、その職員(当該法令においてその職

員とみなされる者を含む。), 財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導

7 学校, 講習所, 訓練所又は研修所において, 教育, 講習, 訓練又は研修の目的を達成するために, 学生, 生徒, 児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者, 講習生, 訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導

8 刑務所, 少年刑務所, 拘留所, 留置施設, 海上保安留置施設, 少年院, 少年鑑別所又は婦人補導院において, 収容の目的を達成するためにされる処分及び行政指導

9 公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第1項に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導

10 外国人の出入国, 難民の認定又は帰化に関する処分及び行政指導

11 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

主要な法律において、重要語・フレーズを太字・色付きで示しました。記述式対策にも役立ちます。

CONTENTS

憲法編

- ◆ 日本国憲法 p. 11

民法・商法・会社法編

- ◆ 民法 p. 61
- ◆ 借地借家法 p. 236
- ◆ 年齢計算に関する法律 p. 248
- ◆ 法の適用に関する通則法 p. 249
- ◆ 商法（抄） p. 257
- ◆ 会社法 p. 270

行政法編

- ◆ 行政法の一般的な法理論 p. 625
- ◆ 行政手続法 p. 631
- ◆ 内閣法 p. 649
- ◆ 内閣府設置法（抄） p. 654
- ◆ 国家行政組織法 p. 658
- ◆ 行政代執行法 p. 665
- ◆ 行政不服審査法 p. 667
- ◆ 行政事件訴訟法 p. 690
- ◆ 国家賠償法 p. 711
- ◆ 地方自治法 p. 719

その他の法令編

- ◆ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律 p. 879
- ◆ 個人情報の保護に関する法律 **現行法** p. 889
- ◆ 個人情報の保護に関する法律 **新法** p. 906
- ◆ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 p. 928
- ◆ 情報公開・個人情報保護審査会設置法 p. 946
- ◆ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律
（行政手続オンライン化法） p. 951
- ◆ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（e-文書法） p. 956
- ◆ 電子署名及び認証業務に関する法律（電子署名法） p. 959

◆ 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律	p. 970
◆ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）	p. 972
◆ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）	p. 976
◆ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法／迷惑メール防止法）	p. 980
◆ 行政書士法	p. 989
● 基本法律用語	p. 1011
● 判例索引	p. 1021

◆ 日本国憲法p.11

憲 法 編

日本国憲法

(昭和21年11月3日)

朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第73条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御 名 御 璽

昭和21年11月3日

内閣総理大臣兼 吉田 茂

外務大臣

国務大臣 男爵 幣原喜重郎

司法大臣 木村篤太郎

内務大臣 大村 清一

文部大臣 田中耕太郎

農林大臣 和田 博雄

国務大臣 斎藤 隆夫

逓信大臣 一松 定吉

商工大臣 星島 二郎

厚生大臣 河合 良成

国務大臣 植原悦二郎

運輸大臣 平塚常次郎

大蔵大臣 石橋 湛山

国務大臣 金森徳次郎

国務大臣 膳 桂之助

日本国憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのな

いやうにすることを決意し、ここに**主権が国民に存することを宣言し**、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、**その権力は国民の代表者がこれを行使し**、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、**これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する**。

日本国民は、**恒久の平和を念願し**、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、**平和のうちに生存する権利**を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみで専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、**自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務**であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第1章 天皇

第1条（天皇の地位・国民主権）

天皇は、日本国の**象徴**であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

判例

（天皇と民事裁判権）

1 ♡天皇には民事裁判権が及ばない。
（最判平元・11・20）

第2条（皇位の継承） H10・21・4, H17・3・1

皇位は、**世襲**のものであつて、国会の議決した**皇室典範**の定めるところにより、これを継承する。

第3条（天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認） H11・21・エ

天皇の**国事に関するすべての行為**には、**内閣の助言と承認**を必要とし、**内閣が、その責任を負ふ**。

OnePointAdvice

天皇の国事行為についての責任を負うのは、内閣総理大臣ではない。

第4条（天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任） H10・21・ウ・オ

- ① 天皇は、この憲法の定める**国事に関する行為のみ**を行ひ、**国政に関する権能を有しない**。
- ② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を**委任**することができる。

第5条（摂政） H10・21・ア

皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、**天皇の名**でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用する。

第6条（天皇の任命権） H11・21・ア, H11・25・1

- ① 天皇は、**国会の指名**に基いて、**内閣総理大臣を任命**する。
- ② 天皇は、**内閣の指名**に基いて、**最高裁判所の長たる裁判官を任命**する。

OnePointAdvice

天皇は最高裁判所のすべての裁判官を任命するわけではない。

第7条（天皇の国事行為） H7・22・1・4, H9・23・2, H9・24・2, H11・21・イ・ウ・オ, H15・6・1, H18・4・エ・オ, H27・7・4

天皇は、**内閣の助言と承認により**、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 1 憲法改正、法律、政令及び条約を**公布**すること。
- 2 **国会を召集**すること。
- 3 **衆議院を解散**すること。
- 4 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 5 国务大臣及び法律の定めるその他の官吏の**任免**並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を**認証**すること。
- 6 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を**認証**すること。
- 7 栄典を授与すること。
- 8 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を**認証**すること。
- 9 外国の大使及び公使を接受するこ

と。

10 儀式を行ふこと。

OnePointAdvice

1. 大赦，特赦，減刑，刑の執行の免除及び復権の決定は内閣。その認証は天皇。
2. 73条（内閣の職務）と比較して覚えよう。

第8条（皇室の財産授受）

皇室に財産を譲り渡し，又は皇室が，財産を譲り受け，若しくは賜与することは，**国会の議決**に基かなければならない。

第2章 戦争の放棄

第9条（戦争の放棄，軍備及び交戦権の否認） H17・3・2, H27・5

- ① 日本国民は，正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し，**国権の発動たる戦争と，武力による威嚇又は武力の行使は，国際紛争を解決する手段としては，永久にこれを放棄する。**
- ② 前項の目的を達するため，陸海空軍その他の**戦力は，これを保持しない。****国の交戦権は，これを認めない。**

判例

（砂川事件上告審判決—自衛権・戦力・駐留）

- 1 ♡ 9条はわが国の自衛権を否定するものでなく，1項はいわゆる侵略戦争を禁止したものであり，2項が保持を禁止した戦力とは，わが国の戦力を指し，わが国に駐留する外国の軍隊は該当しない。また，日米安保条約（改定前のもの）は高度の政治性を有するので，当該

条約に基づく米軍の駐留は，9条，98条2項，前文の趣旨に照らし，一見極めて明白に違憲無効であると認められない限り，裁判所の司法審査権の対象外のものである。（最大判昭34・12・16） H14・5・2, H17・1・2

- ▶ この判例は，自衛のための戦力保持の合憲性について直接には言及していない。むしろ条約についての違憲審査の可能性を示唆した点で重要な判例である。

第3章 国民の権利及び義務

判例

（八幡製鉄政治献金事件—法人の人権享有主体性）

- 1 ♡ 選挙権その他いわゆる参政権は，自然人たる国民にのみ認められている。しかし，会社が自然人たる国民と等しく納税義務を負担する以上，納税者たる立場で国や地方公共団体の施策に対し，意見の表明等の行動に出ても禁圧する理由がない。のみならず，憲法の国民の権利義務の規定は，性質上可能な限り法人にも適用されるべきであるから，会社が国や政党の特定政策を支持，推進し，または反対するなどの政治的行為をなす自由，政治資金の寄付の自由を有する。（最大判昭45・6・24） H7・26・3
- ▶ 法人は人権の享有主体たりうるか。人権の性質上可能な限り，内国の法人にも適用されると判断している点が重要である。

(昭和女子大事件—私立大学における学生の規律)

- 2 ♡ 憲法の人権規定は、専ら国または公共団体と個人の関係を規律するもので、私人相互間の関係について当然には適用されない。私立大学は、教育上、伝統と校風に基づいた学則を定めて学生を規律する包括的権能を有する。学生の政治活動の規制・退学処分は、教育判断であり幅広い裁量が認められ、その規制・処分が社会通念上合理性を欠くものでない限り、この効力を否定できない。(最判昭49・7・19) [H25・4・2・5](#)

(猿払事件—公務員関係と基本的人権)

- 3 ♡ 政治的行為は、行動の面のほか、政治的意見の表明の面をもつので、21条による保障を受ける。しかし、公務員は、国民全体の奉仕者であって(15条2項)、政治的中立性が要求される。国家公務員法及び人事院規則で公務員の政治的行為を禁止するのは、意見表明の自由そのものではなく、行動の禁止に伴う限度の間接的付随的な制約に過ぎず、合理的で必要やむを得ない限度にとどまるものである。また、この違反に対して刑罰をもって臨むことが必要か否かは、立法政策の問題であって、禁止が表現の自由に対する合理的で必要やむを得ない制限であり、かつ、刑罰を違憲とする特別事情がない限り、立法機関の裁量を尊重しなければならない。(最大判昭49・11・6) [H12・4・1](#), [H14・7・エ](#), [H18・5・1・2](#)

(マクリン事件—外国人の政治活動の自由)

- 4 ♡ 憲法第3章の基本的人権の保障は、日本国民のみを対象とするものを除き、わが国に在留する外国人にも原則として及ぶ。政治活動の自由も、わが国の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位に鑑み、認めることができないもの以外は原則として保障される。しかし、外国人がわが国に入国する自由は保障されておらず、また、在留期間更新の拒否理由としてその政治活動が斟酌されないことまで保障されているとはいえず、法務大臣の更新不許可処分は違法ではない。(最大判昭53・10・4) [H2・21・1](#), [H4・21・1](#), [H5・22・3](#), [H6・24・3](#), [H18・6・1](#), [H23・4・3](#), [H27・3・3](#)

▶ 外国人も人権の享有主体たりうるか。権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、外国人にも等しく適用されると判断している点が重要である。

(森川キャサリン事件—在留外国人の再入国の自由)

- 5 ♡ 我が国に居住する外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を保障されているものではなく、また、22条は、外国人の再入国の自由について保障するものではない。(最判平4・11・16) [H27・3・2](#)

(強制加入団体と政治献金「南九州税理士会政治献金事件」)

- 6 ♡ 税理士会は、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員の指導、監督等を目的として、設立が法律上義務付けられている強制加入団体であって、その会員には、実質的には、脱退

の自由が保障されていない。税理士会が強制加入団体である以上、その会員には、さまざまな思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予想されるため、税理士会の活動にも、会員の協力義務にも、自ずと限界がある。特に、政党への寄付は、選挙における投票の自由と表裏の関係にあるもので、各会員が個人的な判断において決定すべき事項である。したがって、特別会費徴収決議は、税理士会の目的の範囲外の行為として無効である。(最判平8・3・19) [H16・4・1](#)

第10条 (国民の要件)

日本国民たる要件は、**法律**でこれを定める。

第11条 (基本的人権の享有)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 (自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止)

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、**常に公共の福祉のために**これを利用する責任を負ふ。

OnePointAdvice

国民に保障する自由及び権利は、「常に」公共の福祉のために利用する責任を負う。

第13条 (個人の尊重と公共の福祉)

すべて国民は、**個人として尊重**される。生命、自由及び**幸福追求に対する国民の権利**については、**公共の福祉に反しない限り**、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

判例

(基本的人権と公共の福祉)

1 ◆賭博行為は、怠惰浪費の弊風を生じさせ、勤労の美風を害し、暴行その他の副次的犯罪を誘発し、経済的秩序に重大な障害を与えるおそれがあるから、公共の福祉に反する。(最大判昭25・11・22)

[H12・3・1・2・4・5](#)

(「宴のあと」事件)

2 ◆正当な理由がなく他人の私事を公開することが許されてはならないことは言うまでもない。このプライバシーの侵害に対し法的な救済が与えられるためには、私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれがあり、一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められ、一般の人々に未だ知られていない事柄であることが必要である。(東京地判昭39・9・28) [H9・21・5](#)

▶地裁レベルの判決であるが、プライバシーの権利に初めて言及した有名な判決である。

(被疑者の写真撮影と肖像権)

3 ◆個人の私生活上の自由の一つとして、肖像権と称するかどうかは別として、警察が正当な理由もなく個人の容貌等を撮影することは、13条の趣旨に反して許されない。しかし、個人の右自由も公共の福祉による相当な制限を受けること

は、13条の規定から明らかである。現に犯罪が行われもしくはそのうち間がない場合であって、しかも証拠保全の必要性と緊急性があり、かつその撮影が相当な方法で行われるときは、本人の承諾がなく、また、裁判官の令状がなくとも、個人の容貌等の撮影も13条及び31条に違反しない。(最大判昭44・12・24) H9・21・2, H13・5・3, H23・3・1

(被拘禁者の喫煙禁止合憲判決)

4 ♡ 喫煙の自由が13条の保障する基本的人権の一つであるとしても、あらゆる時と所において保障されるものではない。被拘禁者に喫煙を許すことは罪証隠滅のおそれがあり、また、火災発生による逃亡のおそれもあり、拘禁目的を達することが困難となるので、喫煙禁止は必要かつ合理的な制限である。(最大判昭45・9・16) H9・21・1

(前科照会とプライバシー権)

5 ♡ 前科及び犯罪歴は人の名誉、信用に直接かかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されない法律上の利益を有する。市町村長が選挙資格のために作成する犯罪人名簿に記載されている前科等を、前科等の有無が別の訴訟等の重要な焦点であることを理由として行われた弁護士法に基づく照会に応じて、弁護士に漫然と前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたる。必要最小限の範囲に限って報告が許されるに過ぎない。(最判昭56・4・14) H9・21・3, H13・5・1

▶ この判例を広く捉えると、情報公

開とプライバシーの保護という問題へ発展していく。行政機関が保有する情報の公開が要請されているが、それにより個人のプライバシーが侵害されてはならない。

(自動速度監視装置による運転者の容ぼうの写真撮影)

6 ♡ 速度違反車両の自動撮影を行う自動速度監視装置による運転者の容ぼうの写真撮影は、現に犯罪が行われている場合になされ、犯罪の性質、態様からいって緊急に証拠保全をする必要性があり、その方法も一般的に許容される限度を超えない相当なものであるから、13条に違反しない。また、右写真撮影の際、運転者の近くにいるため除外できない状況にある同乗者の容ぼうを撮影することになったとしても、13条に違反しない。(最判昭61・2・14) H13・5・4

(どぶろく裁判)

7 ♡ 酒税法は、酒税の徴収を確保するため、製造目的のいかんを問わず、酒類製造を一律に免許の対象とした上、無免許で酒類を製造した者を処罰することとしたものである。これにより自己消費目的の酒類製造の自由が制約されるとしても、そのような規制が立法府の裁量権を逸脱し、著しく不合理であることが明白であるとはいえず、31条・13条に違反するものではない。(最判平元・12・14) H12・3・1・2・4・5

(ノンフィクション「逆転」事件)

8 ♡ ある者が刑事事件につき被疑者とされ、さらには被告人として公訴を提起されて有罪判決を受け、服役したという事実は、その者の名